

# 第197期 決算公告

平成19年6月29日

和歌山市本町1丁目35番地  
株式会社 紀陽銀行  
取締役頭取 片山 博臣

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	60,161	預 金	2,995,603
現 金	30,379	当 座 預 金	133,351
預 け 金	29,782	普 通 預 金	1,162,703
コ ー ル 口 ー ン	95,525	貯 蓄 預 金	34,701
債券貸借取引支払保証金	144,066	通 知 預 金	25,675
買 入 金 銭 債 権	7,654	定 期 預 金	1,562,739
商 品 有 価 証 券	12,913	定 期 積 金	17,495
商 品 国 債	12,336	そ の 他 の 預 金	58,937
商 品 地 方 債	576	譲 渡 性 預 金	97,928
有 価 証 券	820,985	債券貸借取引受入担保金	4,328
国 債	331,973	借 用 金	22,495
地 方 債	111,573	借 入 金	22,495
社 債	118,814	外 国 為 替	19
株 式	87,018	売 渡 外 国 為 替	15
そ の 他 の 証 券	171,606	未 払 外 国 為 替	4
貸 出 金	2,111,460	社 債	16,000
割 引 手 形	42,912	そ の 他 負 債	14,270
手 形 貸 付	169,077	未 払 法 人 税 等	491
証 書 貸 付	1,684,539	未 払 費 用	4,040
当 座 貸 越	214,930	前 受 収 益	766
外 国 為 替	2,225	給 付 補 て ん 備 金	10
外 国 他 店 預 け	922	金 融 派 生 商 品	2,891
買 入 外 国 為 替	71	そ の 他 の 負 債	6,071
取 立 外 国 為 替	1,231	退 職 給 付 引 当 金	3,067
そ の 他 資 産	13,556	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	282
前 払 費 用	227	支 払 承 諾	28,259
未 収 収 益	4,174	負 債 の 部 合 計	3,182,254
金 融 派 生 商 品	464	（純資産の部）	
そ の 他 の 資 産	8,689	資 本 金	80,096
有 形 固 定 資 産	34,337	資 本 剰 余 金	32,357
建 物	10,358	資 本 準 備 金	22,259
土 地	19,084	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,097
建 設 仮 勘 定	111	利 益 剰 余 金	18,561
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,783	利 益 準 備 金	2,279
無 形 固 定 資 産	1,363	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,281
ソ フ ト ウ ェ ア	991	繰 越 利 益 剰 余 金	16,281
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	372	株 主 資 本 合 計	131,015
繰 延 税 金 資 産	29,123	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,074
支 払 承 諾 見 返	28,259	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
貸 倒 引 当 金	42,877	土 地 再 評 価 差 額 金	416
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,487
		純 資 産 の 部 合 計	136,502
資 産 の 部 合 計	3,318,756	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,318,756

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。なお、前事業年度以前に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。  
「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「その他の資産」は21百万円増加し、「その他の経常費用」は21百万円減少するとともに、税引前当期純利益は同額増加しております。  
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は131,988百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理しております。  
数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当期より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
14. 親会社株式の金額 12,464百万円
15. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く） 1,528百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額 12,028百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 21,673百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 36,026百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,302百万円
20. 貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,286百万円、延滞債権額は 107,255百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 653百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,845百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 132,040百万円であります。  
 なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 42,984百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 66,111百万円  
     その他資産 64百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預 金 5,759百万円  
     債券貸借取引受入担保金 4,328百万円  
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 75,162百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金敷金は 1,707百万円あります。
27. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 330百万円
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。
29. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,335百万円であります。  
 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。  
 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,335百万円減少しております。

31. 1株当たりの純資産額 144円 30銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。なお、これによる影響はございません。

32. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上いたします。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	12,913	10

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	4,991	5,000	8	8	-
地方債	8,393	8,381	11	17	29
社債	24,183	24,291	107	117	9
その他	55,563	55,299	264	166	430
外国債券	55,563	55,299	264	166	430
合計	93,133	92,973	159	310	469

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	58,552	71,131	12,579	16,677	4,098
債券	517,575	511,455	6,119	534	6,653
国債	331,836	326,981	4,854	124	4,978
地方債	103,924	103,179	744	221	965
社債	81,815	81,294	520	189	709
その他	118,004	118,141	136	2,213	2,077
外国債券	92,178	90,479	1,699	251	1,950
その他	25,826	27,662	1,836	1,962	126
合計	694,132	700,728	6,596	19,425	12,829

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,522百万円を差し引いた額 5,074百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、682百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	364,113	2,709	2,863

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	1,528
その他有価証券	
非上場株式	14,358
非公募事業債	13,335
非上場その他の証券	221

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	34,878	221,213	219,140	87,127
国債	17,006	117,365	131,596	66,004
地方債	3,774	38,366	69,432	-
社債	14,098	65,481	18,111	21,123
その他	20,432	53,874	46,189	31,397
外国債券	20,432	53,243	43,289	29,076
その他	-	631	2,899	2,320
合計	55,311	275,088	265,329	118,524

37. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 143,734百万円については、当期末には当該処分をせずに所有しております。
38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、303,150百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が296,085百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	53,254百万円
有価証券償却	5,551
退職給付引当金	9,106
その他	4,281
繰延税金資産小計	72,193
評価性引当額	37,997
繰延税金資産合計	34,196
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,522
その他	3,550
繰延税金負債合計	5,072
繰延税金資産の純額	29,123

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
 

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は136,505百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

41. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

42. 当行は、平成18年6月29日に開催された第196期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社和歌山銀行と合併し、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社和歌山銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

当行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社和歌山銀行は、経営統合の第1フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第2フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に磐石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成18年10月10日

(6) 合併比率

当行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき当行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき当行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき当行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき当行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(7) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である株式会社紀陽ホールディングスのもとで、合併の対価として当行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、当行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。また、当行が引き継いだ資産及び負債は以下のとおりであります。

資産合計	335,247百万円
（うち貸出金	222,127百万円）
（うち現金預け金	79,232百万円）
（うち有価証券	38,336百万円）
負債合計	325,949百万円
（うち預金	318,386百万円）

なお、増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金 1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

43. 単体自己資本比率（国内基準） 10.62%

損益計算書 ( 平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで )

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	68,703
資金運用収益	53,947
貸出金利	40,622
有価証券利息	12,342
一口現引	572
買入債券	0
預け借取	26
その他の受入金	118
役務取引等	265
受入引為替	10,283
その他の業務	3,113
商品の有価証券	7,169
国債の他	2,528
その他の経常	5
株式の他の経常	2,331
	191
	1,943
	471
	1,471
経常費用	59,058
資金調達費用	7,051
預渡性預金	3,215
一口マネー	109
債券借取	13
借入金	1,122
社金	608
その他の引当	320
役務取引等	1,455
支払費用	206
支払手数料	3,955
その他の業務	614
外国為替	3,340
外国債等	4,269
金融派生	1,001
営業経常	2,572
その他の経常	696
	33,203
	10,578
	4,289
	4,422
	291
	1,072
	501
経常利益	9,644
特別利益	3,466
固定資産処分益	372
償却債権取立	3,094
特別損失	541
固定資産処分損失	249
減損	292
税引前当期純利益	12,569
法人税、住民税及び事業税	316
法人税等調整額	2,786
当期純利益	9,466

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	274百万円
役務取引等に係る収益総額	194百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	182百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	90百万円
役務取引等に係る費用総額	685百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,912百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 14円64銭

4. 「その他の経常費用」には、貸出債権売却損 186百万円を含んでおります。

5. 当期において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 292百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 3 か所	土地、建物等	193百万円
奈良県内	営業店舗 1 か所	土地、建物等	83百万円
和歌山県内	遊休資産 1 2 か所	土地及び建物	14百万円
合計			292百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

6. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	阪和信用保証株式会社	所有 直接100%	当行の貸出金の保証	貸出金の被保証	-	-	410,867

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	住岡 賢	なし	取締役頭取 片山 博臣の近親者	資金の貸付 （注2）	13	貸出金	12
役員及びその近親者	上野 真弘	なし	取締役 上野 隆司の近親者	資金の貸付 （注2）	-	貸出金	21
役員及びその近親者	大東 一恵	なし	監査役 林 宏の近親者	資金の貸付 （注2）	-	貸出金	43
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	和歌山県信用保証協会	なし	社外監査役 大平 勝之が当協会の理事長を兼務 （注1）	貸出金等の被保証	-	-	159,994

（注1）社外監査役の大平勝之は、和歌山県信用保証協会の理事長を平成19年3月31日付で退任しております。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

7. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴ない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

## 連結財務諸表の作成方針

### ( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7 社  
会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社  
阪和信用保証株式会社  
紀陽ビジネスファイナンス株式会社  
紀陽リース・キャピタル株式会社  
株式会社紀陽カード  
株式会社紀陽カードディーシー  
和歌山銀カード株式会社

なお、和歌山銀カード株式会社は、当行と株式会社和歌山銀行との合併により、当連結会計年度から連結しております。

また、当行と株式会社和歌山銀行との合併により当連結会計年度から連結した和銀ビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。

非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### ( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

なお、従来持分法適用の関連法人等であった紀陽情報システム株式会社は、株式売却により関連法人等ではなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

### ( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3 月末日 7 社

### ( 4 ) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### ( 5 ) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	60,183	預 金	2,990,658
コールローン及び買入手形	95,525	譲 渡 性 預 金	97,928
債券貸借取引支払保証金	144,066	債券貸借取引受入担保金	4,328
買入金銭債権	7,654	借 用 金	22,495
商品有価証券	12,913	外 国 為 替	19
有 価 証 券	821,836	社 債	16,000
貸 出 金	2,103,444	そ の 他 負 債	20,531
外 国 為 替	2,225	退 職 給 付 引 当 金	3,089
そ の 他 資 産	18,829	繰 延 税 金 負 債	29
有形固定資産	40,300	再評価に係る繰延税金負債	282
建 物	10,360	支 払 承 諾	28,297
土 地	19,084	負債の部合計	3,183,660
建設仮勘定	111	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	10,744	資 本 金	80,096
無形固定資産	2,428	資 本 剰 余 金	32,357
ソフトウェア	1,556	利 益 剰 余 金	18,234
その他の無形固定資産	872	株 主 資 本 合 計	130,688
繰延税金資産	29,389	その他有価証券評価差額金	5,145
支払承諾見返	28,297	繰延ヘッジ損益	3
貸倒引当金	45,896	土地再評価差額金	416
		評価・換算差額等合計	5,558
		少数株主持分	1,292
		純資産の部合計	137,539
資産の部合計	3,321,200	負債及び純資産の部合計	3,321,200

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5 . 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産（貸与資産を除く。）については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

- 6 . 無形固定資産（貸与資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 7 . 有形固定資産又は無形固定資産に含まれている連結される子会社及び子法人等の貸与資産（リース資産）については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
- 8 . 株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。なお、前連結会計年度以前に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。
- 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」は21百万円増加し、「その他の経常費用」は21百万円減少するとともに、税金等調整前当期純利益は同額増加しております。
- 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

- 9 . 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10 . 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は140,641百万円であります。

- 11 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

- 12 . 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 12,533百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 47,902百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,302百万円
18. 連結貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,206百万円、延滞債権額は 107,091百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 653百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,845百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 131,797百万円であります。  
 なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 42,984百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産  |           |
| 有価証券        | 66,141百万円 |
| その他資産       | 64百万円     |
| 担保資産に対応する債務 |           |
| 預 金         | 5,759百万円  |
| 債券貸借取引受入担保金 | 4,328百万円  |
| その他負債       | 30百万円     |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 75,162百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金敷金は 1,713百万円であります。
25. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 330百万円
26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。

27. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,335百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ13,335百万円減少しております。

29. 1株当たりの純資産額 143円92銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、これによる影響はありません。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下33.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	12,913	10

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	4,991	5,000	8	8	-
地方債	8,393	8,381	11	17	29
社債	24,183	24,291	107	117	9
その他	55,563	55,299	264	166	430
外国債券	55,563	55,299	264	166	430
合計	93,133	92,973	159	310	469

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	58,891	71,651	12,760	16,858	4,098
債券	519,275	513,153	6,122	534	6,656
国債	333,536	328,678	4,857	124	4,981
地方債	103,924	103,179	744	221	965
社債	81,815	81,294	520	189	709
その他	118,004	118,141	136	2,213	2,077
外国債券	92,178	90,479	1,699	251	1,950
その他	25,826	27,662	1,836	1,962	126
合計	696,171	702,946	6,774	19,606	12,832

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,587百万円を差し引いた額5,187百万円のうち少数株主持分相当額41百万円を控除した額5,145百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、682百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	364,158	2,716	2,863

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	14,490
非公募事業債	13,365
非上場その他の証券	222

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以 内（百万円）	10年超 （百万円）
債券	36,575	221,243	219,140	87,127
国債	18,703	117,365	131,596	66,004
地方債	3,774	38,366	69,432	-
社債	14,098	65,511	18,111	21,123
その他	20,432	53,874	46,189	31,397
外国債券	20,432	53,243	43,289	29,076
その他	-	631	2,899	2,320
合計	57,008	275,117	265,329	118,524

34. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 143,734百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、362,682百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が355,617百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	27,213百万円
年金資産（時価）	31,528
未積立退職給付債務	4,314
未認識数理計算上の差異	7,191
連結貸借対照表計上額の純額	2,877
前払年金費用	212
退職給付引当金	3,089

37. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。  
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は136,250百万円あります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建

物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していた貸与資産（リース資産）は、「有形固定資産」中の「その他の有形固定資産」又は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に含めて表示しております。

38. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

39. 当行は、平成18年6月29日に開催された第196期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社和歌山銀行と合併し、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社和歌山銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

当行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社和歌山銀行は、経営統合の第1フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第2フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に磐石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成18年10月10日

(6) 合併比率

当行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき当行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき当行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき当行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき当行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(7) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である株式会社紀陽ホールディングスのもとで、合併の対価として当行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、当行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。また、当行が引き継いだ資産及び負債は以下のとおりであります。

資産合計	335,247百万円
（うち貸出金	222,127百万円）
（うち現金預け金	79,232百万円）
（うち有価証券	38,336百万円）
負債合計	325,949百万円
（うち預金	318,386百万円）

なお、増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金 1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

40. 連結自己資本比率（国内基準） 10.64%

連結損益計算書(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	73,928
資 金 運 用 収 益	54,342
貸 出 金 利 息	41,009
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,349
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	572
買 現 先 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	26
預 け 金 利 息	119
そ の 他 の 受 入 利 息	265
役 務 取 引 等 収 益	12,116
そ の 他 業 務 収 益	5,524
そ の 他 経 常 収 益	1,944
経 常 費 用	64,604
資 金 調 達 費 用	7,054
預 金 利 息	3,212
譲 渡 性 預 金 利 息	109
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	13
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,122
借 用 金 利 息	608
社 債 利 息	320
そ の 他 の 支 払 利 息	1,667
役 務 取 引 等 費 用	3,529
そ の 他 業 務 費 用	6,894
営 業 経 費	34,708
そ の 他 経 常 費 用	12,417
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,644
そ の 他 の 経 常 費 用	7,773
経 常 利 益	9,323
特 別 利 益	3,770
固 定 資 産 処 分 益	372
償 却 債 権 取 立 益	3,398
特 別 損 失	547
固 定 資 産 処 分 損	255
減 損 損 失	292
税金等調整前当期純利益	12,546
法人税、住民税及び事業税	819
法人税等調整額	2,443
少数株主損失	4
当 期 純 利 益	9,287

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 14円35銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 5,642百万円、株式等償却 1,095百万円及び貸出債権売却損 298百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 292百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 3 か所	土地、建物等	193百万円
奈良県内	営業店舗 1 か所	土地、建物等	83百万円
和歌山県内	遊休資産 1 2 か所	土地及び建物	14百万円
合計			292百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。